

## 高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (まちづくりの方針)

第3条 条例第2条第1号に規定する別に定めるまちづくりに関する計画及び指針は、次に掲げるものとする。

- (1) 高山市環境基本計画
- (2) 国土利用計画(高山市計画)
- (3) 高山市都市基本計画
- (4) 高山市緑の基本計画
- (5) 高山市農業振興地域整備計画
- (6) 高山市小売店舗の適正配置に関する指針
- (7) 高山市開発行為に関する指針
- (8) 高山市風致地区内の行為に関する指針
- (9) 高山市中心市街地活性化基本計画
- (10) 高山市森林整備計画
- (11) 高山市歴史的風致維持向上計画
- (12) 高山市歴史文化基本構想
- (13) 高山市地球温暖化対策地域推進計画
- (14) 生物多様性ひだたかやま戦略
- (15) 高山市バイオマスタウン構想

### (工作物)

第4条 条例第2条第3号イに規定する別に定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、装飾塔その他これらに類するもの
- (3) サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
- (5) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (6) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (7) 太陽光発電設備及び風力発電設備

### (集客施設)

第5条 条例第2条第5号ウに規定する別に定める集客施設は、次に掲げるものとする。

- (1) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ゲームセンターその他これらに類するもの
- (3) カラオケボックスその他これに類するもの
- (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (5) 美術館又は博物館
- (6) 公衆浴場その他これに類するもの
- (7) 銀行その他これに類するもの
- (8) 病院、診療所その他これらに類するもの
- (9) 理容、美容業を営む店舗その他これらに類するもの  
(まちづくり協定締結申出書)

第6条 条例第8条第1項の規定により市長とまちづくりに関する協定（以下「まちづくり協定」という。）を締結しようとする者は、まちづくり協定締結申出書（別記様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

（まちづくり協定区域内における開発事業の届出）

第7条 条例第9条第2項の規定による届出は、まちづくり協定区域内における開発事業届（別記様式第2号）によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (2) 開発区域区域図（縮尺2,500分の1以上）
- (3) 現況図（縮尺1,000分の1以上）
- (4) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（まちづくり協定区域内における開発事業の変更の届出）

第8条 条例第9条第4項の規定による変更の届出は、まちづくり協定区域内における開発事業変更届（別記様式第3号）によるものとし、前条各号に掲げる図書のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

（中規模以上の開発事業の届出）

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、実施計画書（別記様式第4号）の提出によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記に係る全部事項証明書又は登記簿の謄本（土地区画形質の変更等を行う場合に限る。）
- (2) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (3) 開発区域区域図（縮尺2,500分の1以上）
- (4) 現況図（縮尺1,000分の1以上。土地区画形質の変更等を行う場合に限る。）
- (5) 土地の公図の写し（字絵図）
- (6) 現況写真
- (7) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(実施計画書の確認)

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定により提出された実施計画書又は条例第19条第1項前段の規定により提出された景観重点区域内における行為の届出の内容がまちづくりの方針に適合していると認められるときは、事業者の確認書（別記様式第5号）を交付するものとする。条例第10条第4項又は条例第19条第1項後段の規定による届出が提出された場合も同様とし、事業者の確認書（別記様式第5号の2）を交付するものとする。

(措置状況の報告)

第11条 条例第10条第3項又は条例第19条第3項に規定する講じた措置の状況を記載した書類は、措置状況報告書（別記様式第6号）とする。

(中規模以上の開発事業の変更の届出)

第12条 条例第10条第4項の規定による変更の届出は、実施計画変更届（別記様式第7号）によるものとし、第9条各号に掲げる図書のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

第13条 削除

(大規模開発事業の構想の届出)

第14条 条例第11条の規定による届出は、開発構想届（別記様式第10号）によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (2) 開発区域区域図（縮尺2,500分の1以上）
- (3) 現況図（縮尺1,000分の1以上）
- (4) 土地の公図の写し（字絵図）
- (5) 現況写真
- (6) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(届出の縦覧に係る告示)

第15条 条例第12条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条に規定する大規模特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 開発事業に係る区域（以下「開発区域」という。）の土地の地番及び面積
- (3) 開発構想における主な用途
- (4) 届出書の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 条例第13条第1項に規定する意見書の提出期限

(説明会の開催の公告)

第16条 条例第12条第3項に規定する説明会の開催の公告は、開発区域の土地内の見やすい場所における掲示及び市長の指示する方法によって行うものとする。

(説明会開催状況報告書)

第17条 条例第12条第4項に規定する説明会の状況を記載した書類は、説明会開催状

況報告書（別記様式第11号）とする。

（見解書の提出）

第18条 条例第14条に規定する意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する大規模特定事業者の見解を記載した書類は、見解書（別記様式第12号）とする。

（開発構想の変更の届出）

第19条 条例第15条第1項の規定による変更の届出は、開発構想変更届（別記様式第13号）によるものとし、第14条各号に掲げる図書のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

（小規模開発事業の届出）

第20条 条例第16条の規定による届出は、小規模開発事業計画書（別記様式第14号）によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 現況写真
- (3) 配置図（縮尺200分の1以上）
- (4) 建物各階の平面図及び彩色立面図（4面）
- (5) 工作物の彩色立面図
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第16条の規定による変更の届出は、小規模開発事業計画変更届（別記様式第15号）によるものとし、前項各号に掲げる図書のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

第21条から第23条まで 削除

（景観重点区域内における行為の届出）

第24条 条例第19条第1項前段の規定による届出は、景観重点区域内における行為届（別記様式第17号）の提出によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第19条第1項第1号から第4号まで及び第7号及び第10号アの届出に係る添付図書は、第9条各号に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 現況写真
- (3) 配置図（縮尺200分の1以上）
- (4) 建物各階の平面図及び彩色立面図（4面）
- (5) 工作物の彩色立面図
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第19条第1項後段の規定による届出は、景観重点区域内における行為変更届（別記様式第17号の2）の提出によるものとし、前項の規定により提出された図書のうち、その内容が変更されたものを添付しなければならない。

3 条例第19条第1項第10号イに規定する市長が定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に基づき定めた文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定による伝統的建造物群保存地区及び高山市市街地景観保存条

例（昭和47年条例第17号）第3条により指定した市街地景観保存区域とする。

（良好な生活環境保全のための協定）

第25条 条例第24条の規定による協定は、開発行為に関する協定書（別記様式第18号）によるものとする。

（事業完了の届出）

第26条 条例第22条の規定による届出は、事業完了届（別記様式第19号）によるものとし、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 完了写真

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、条例第22条の規定による届出があった場合は、当該届出に係る事業について検査を行い、当該事業が条例第10条及び第19条第1項の規定により確認した内容に適合していると認められるときは、事業者に検査済証（別記様式第20号）を交付するものとする。

（補則）

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。